

駐日台北経済文化代表事務所札幌支所の開設に関する交換書簡

(交流協会側)

書簡をもって啓上致します。本会長は財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め一、に関連し、両協会代表者との間で次の了解に到達したことを通報いたします。

一、亜東関係協会は日本国北海道札幌市に、駐日台北経済文化代表事務所の札幌支所を設け、出張連絡員を駐在させることができる。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に重ねて敬意を表します。

2009年4月28日 東京で

財団法人交流協会会長
服部 禮次郎

亜東関係協会会長
彭 榮次 殿

駐日台北経済文化代表事務所札幌支所の開設に関する交換書簡

(亜東関係協会側)

書簡をもって啓上致します。貴会長の本年4月28日付けご書簡を受領しました。

本会長は、貴会長の右書簡中に引用されている財団法人交流協会の了解は、亜東関係協会の了解でもあると考えます。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に重ねて敬意を表します。

2009年4月28日 台北で

亜東関係協会会長

彭 栄次

財団法人交流協会会長

服部 禮次郎 殿